

倉敷市週休2日工事の改定について（お知らせ）

本市における週休2日工事の取組をより一層推進するため、倉敷市週休2日工事を次のとおり実施しますのでお知らせします。

1 月単位の週休2日の達成について

これまでの考え方により週休2日を達成するものを「通期の週休2日の達成」とし、そのうち、対象期間が4週間（28日）以上であり、かつ、振替日とその前後1週間以内に確保した場合、「月単位の週休2日の達成」とします。なお、通期と月単位の週休2日の達成を適用する工事は、下表のとおりとなります。

	通期	月単位
土木工事	○	○
土地改良工事	○	×
港湾工事	×	○

2 週休2日の補正係数について

別添「週休2日の積算方法について」のとおり補正係数を定めます。

3 対象工事の拡大について

これまでの土木工事、土地改良工事（農業土木工事）に加えて、港湾工事を週休2日工事の対象とします。

4 その他の改定について

今回の改定に伴い、要領等の一部見直しを行っています。改定内容につきましては、最新の要領等をご確認ください。

5 適用

単価適用日が令和6年8月1日以降の工事から適用します。

【問合せ先】

総務局総務部工事検査課技術管理室

TEL 086-426-3453